

規則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十七号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「規則」を「省令」に改め、同条第三項中「規則」を「省令」に改め、同条第四項中「規則第五条第三項ただし書」を「省令第五条第三項ただし書」に改める。

第三条第二項及び第三項中「規則」を「省令」に改め、同条第四項中「規則第六条第三項ただし書」を「省令第六条第三項ただし書」に改め、同条第五項中「規則第六条の二の二第三項ただし書」を「省令第六条の二の二第三項ただし書」に改める。

第六条の五第二項、第七条及び第八条中「規則」を「省令」に改める。

第十条第一項中「規則第十条の四第一項」を「省令第十条の四第一項」に、「規則第一条の三第一項の表一」を「省令第一条の三第一項の表一」に改め、同条第二項中「規則第十条の四第四項」を「省令第十条の四第四項」に、「規則第三条第二項の表」を「省令第三条第二項の表」に改め、同条第三項中「又は第五十六条の七第六項」を「、第五十六条の七第六項又は第五十六条の八第四項」に、「規則」を「省令」に改める。

第十条の二第一項中「規則第十条の四の二第一項」を「省令第十条の四の二第一項」に、「規則第一条の三第一項の表一」を「省令第一条の三第一項の表一」に改め、同条第二項中「第五十六条の八第四項第二号」を「第五十六条の七第四項第三号、第五十六条の八第五項第二号」に、「規則」を「省令」に、「建築安全センター所長」を「、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 条例第五十六条の七第四項第三号の規定による認定 知事
 - 二 前号に掲げるもの以外の認定 建築安全センター所長
- 第十条の二第三項中「建築安全センター所長」を「知事又は建築安全センター所長」に改める。

第十一条の二第一項中「自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する」を「次

に掲げる建築物の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第一号において「自動車車庫等部分」という。）

二 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第二号において「備蓄倉庫部分」という。）

三 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第三号において「蓄電池設置部分」という。）

四 自家発電設備を設ける部分（次項第四号において「自家発電設備設置部分」という。）

五 貯水槽を設ける部分（次項第五号において「貯水槽設置部分」という。）

六 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（次項第六号において「宅配ボックス設置部分」という。）

第十一条の二第二項中「同項に規定する専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積については」を「次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ」に、「の五分の一」を「に当該各号に定める割合を乗じて得た面積」に改め、同項に次の各号を加える。

一 自動車車庫等部分 五分の一

二 備蓄倉庫部分 五十分の一

三 蓄電池設置部分 五十分の一

四 自家発電設備設置部分 百分の一

五 貯水槽設置部分 百分の一

六 宅配ボックス設置部分 百分の一

第十四条第一項第三号中「規則」を「省令」に改める。

第十五条の四第一項中「規則第十条の十六第一項第四号」を「省令第十条の十六第一項第四号」に改める。

第十六条第一項中「建築主事の」を「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の」に、「建築主事に」を「建築主事等に」に改める。

第十六条の二並びに第十七条第一項及び第四項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第十九条中「規則」を「省令」に改める。

様式第八号の三（その一）及び様式第九号（その一）から様式第十二号（その一）までの規定中「㊦」を削る。

「(宛先) 様式第十二号の二(その一)中 埼玉県 建築安全センター所長」を「(宛先) 埼玉県

) 埼玉県知事 埼玉県知事 埼玉県知事 埼玉県知事 に改め、「㊦」を削る。
建築安全センター所長」

様式第十二号の二(その二)中 「年 月 日 埼玉県

「年 月 日 を 埼玉県 建

埼玉県知事 埼玉県知事 埼玉県知事 埼玉県知事 に改める。
建築安全センター所長 ㊦」

様式第十三号(その一)、様式第十三号の二及び様式第十三号の三中「㊦」を削る。

様式第十五号から様式第十八号までの規定中「建設工事」を「建設工事」に改

め、「㊦」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十六条から第十七条まで及び様式第十五号から様式第十八号までの改正規定(「㊦」を削る部分を除く。)は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。